



祝

三戸のへじょうあと 三戸城跡 国史跡内定

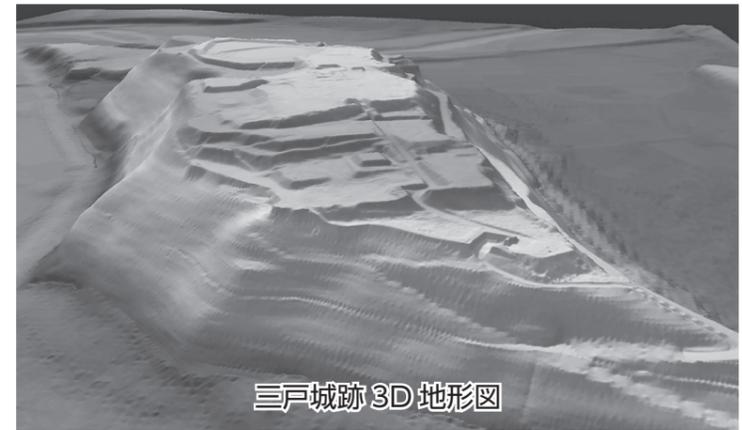
写真：三戸城跡（南東上空から撮影）

町教育委員会では、平成16年度より「三戸城跡」の保存および歴史究明のための調査を行ってきました。調査の結果、南部家本城の遺構を残す大変貴重な遺跡であることが判明しました。

このことから、町では「三戸城跡」を良好な状態で将来へ保存するとともに活用を推進するため、令和3年8月、国に対して「三戸城跡」国史跡指定について意見具申を行いました。

これを受けて、令和3年12月17日に開催された国の文化審議会において「戦国末期から近世初頭における北東北の築城技術を知る上で重要」であるとして「三戸城跡」を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申されました。

今後は、官報告示を経て正式に国史跡指定となりますが、指定されると三戸町において初の国史跡となります。



三戸城跡 3D 地形図

- ◆ 指定の種類
史跡
- ◆ 指定等の対象の名称
三戸城跡
- ◆ 所在地
青森県三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下
- ◆ 指定対象面積
316,027平方メートル

三戸城跡の概要

三戸城跡は、三戸町の市街中心部に位置しています。馬淵川と熊原川の浸食によって形成された標高約131メートルの河岸段丘上に築かれ、城下との高低差は約90メートル、四方は名久井岳や奥羽山脈に連なる丘陵が巡る天然の要害となっています。

三戸城は、室町時代後期から江戸時代初頭まで三戸南部家の居城であったと伝えられています。江戸時代の史料『系胤譜考』によると、天文8年（1539）南部晴政の代に、居城としていた本三戸城（現南部町・聖寿寺館跡）が家臣赤沼備中の放火により焼失したため移転したとされています。

しかし、近年の研究では、南部家の勢力拡大に伴い、三戸が地勢的に有利である点や権力に見合った大規模城郭の必要性などにより移転したとする見方もされています。

天正18年（1590）、小田原攻めに参陣した26代当主南部信直は、豊臣秀吉から「南部内七郡」の領有を認められますが、この時、三戸城が正式な居城に定められていることが『豊臣秀吉朱印状』から確認できます。その後、南部家の居城は福岡城（二戸市）、盛岡城（盛岡市）へと移りますが、三戸城は残され城代（※1）が置か

れます。また、貞享年間（1684～1688）の城代廃止に伴い古城となつてからも、御掃除奉行が設置されるなど、江戸時代を通して城の管理が続けられました。

調査の成果

三戸城跡の調査は、平成16年度から令和元年度まで延べ15回に渡って行われてきました。調査は発掘作業が中心でしたが、他にも絵図・古文書といった史料の収集整理や石垣石材産出地の特定をするなど、考古学だけではなく歴史学や地質学を総合して調査に取り組んできました。

調査の結果から三戸城跡は、出土する陶磁器の年代により15世紀頃から城として機能していたことが判明し、南部家の本城に位置付いてからも数回に渡り大きな改変を受け、17世紀初頭までに現在の曲輪配置（※2）になったとみられています。特に石垣は構築方法などから、奥州仕置後と元和期（1614～1623）に大きく区別されます。なお、大門跡から見つかった門礎石の構造は、奥州南部領の城郭では最大規模の城門であることが判明しており、南部家の高度な築城技術と権力を示す遺構として注目されています。

以上のことから三戸城跡は、戦国時代から江戸時代初頭にかけての北東北の城郭史を考える上で貴重な情



大門跡から検出された門礎石（平成30年度調査）



鍛冶屋敷跡から検出された水路状石組遺構（平成16年度調査）



地質学者による石垣調査



イベント広場の地下から検出された本丸跡石垣（令和元年度調査）

報を有した城跡と言え、後世に残すべき歴史遺産と評価されます。（※1）城代とは城主の留守中に代理として城を管理した人のこと。

（※2）曲輪とは平らな空間として区画された整地のこと。外縁には堀や土塁・石垣といった防御機能も施される。